

いのちとくらしをまもる  
防災減災

国土交通本省同時発表

令和6年8月5日

九州地方整備局

流域治水推進室

せんだいがわ くまのじょうがわ  
川内川水系隈之城川流域において

## 鹿児島県内の一級河川で“初”となる

## 「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手します

川内川水系隈之城川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手します。

- 国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づく特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を加速化することとしています。
- この度、一級河川 川内川水系隈之城川において特定都市河川の指定に向けた手続きに着手しましたのでお知らせします。
- 今後、地域住民及び関係団体※<sup>1</sup>への説明会や法第3条第8項の規定に基づく関係機関※<sup>2</sup>への意見聴取を行います。

※1 土地家屋調査士会、測量設計協会、建設コンサルタンツ協会、日本補償コンサルタント協会、建設業協会（県、市）、建築士会、行政書士会、宅地開発技術者会、宅地建設取引業協会、全日本不動産協会等

※2 川内川水系隈之城川流域にかかる鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市の長及び下水道管理者

(添付資料)

- 別紙1 「流域治水」の本格的な実践に向けた「川内川水系隈之城川」の特定都市河川への指定
- 別紙2 川内川水系隈之城川 特定都市河川の指定の見通し
- 参考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

&lt;問合せ先&gt;

国土交通省九州地方整備局流域治水推進室

河川部 河川計画課 課長

しまだ たかと 嶋田 剛士 (内線3611)

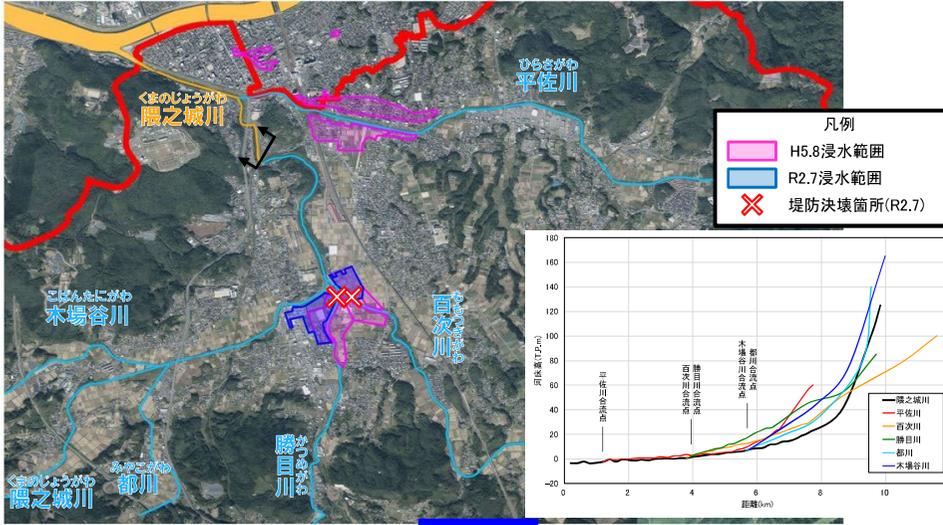
建設専門官 のせ りゅういち 野瀬 隆一 (内線3615)

電話092-476-3523

# 「流域治水」の本格的な実践に向けた「川内川水系隈之城川」の特定都市河川への指定

## 隈之城川の特徴

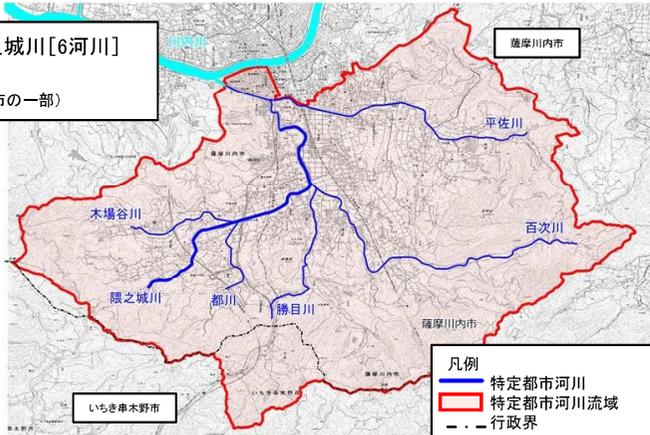
- ・隈之城川流域は、周囲を山地に囲まれ、百次川・勝目川合流点を境に勾配が約1/2,000から、約1/100~1/400程度と急激に変化する。また、流路延長が短く、山地部から急激に流下するため、到達時間も短い。
- ・隈之城川の下流部は、内水被害の常襲地帯となっている。



河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、  
 特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践

- 河川区間: 川内川水系隈之城川[6河川]
- 流域面積: 65.4km<sup>2</sup>  
 (薩摩川内市の一部、いちき串木野市の一部)

位置図



## 近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- H5.8 平成5年8月洪水により、百次川、勝目川において内水・溢水による浸水被害が発生し、約28haが浸水、平佐川においても内水による浸水被害が発生し、約30haが浸水
- R2.7 令和2年7月洪水により、百次川、勝目川の2箇所において堤防が決壊し約18haが浸水し、大型店舗以外にも31戸の床上浸水を確認
- R4.8 「流域治水推進に関する意見交換会」を開催し、隈之城川における「特定都市河川浸水被害対策法」の活用について検討を開始
- R6.3 第7回川内川流域治水協議会において、隈之城川の特定都市河川指定について合意



令和2年7月出水による浸水状況



第7回川内川流域治水協議会 (R6.3.11)

## 法的枠組み(特定都市河川制度)を活用した「流域治水」の本格的実践

(具体的な対策は、隈之城川流域水害対策協議会を設置し、流域水害対策計画にて定める。以下は想定される対策を記載)

### 特定都市河川法の制度・施策等

<制度・施策等の活用主体>

- 河川管理者等
- 都道府県
- 市町村
- 民間事業者・住民等

### 雨水浸透阻害行為の許可

- 宅地等以外の土地で行う流出雨水量を増加させるおそれのある行為を許可制とする。
- 対象: 公共・民間、一定規模 (1,000m<sup>2</sup>以上) ※条例で基準強化が可能。
- 雨水貯留浸透施設の整備を義務付け。

### 遊水地・輪中堤・排水機場等のハード整備

- 流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて整備の加速化

### 水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫等

- ① 貯留機能保全区域  
 (洪水等を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定)  
 ● 指定権者: 都道府県知事等  
 ● 盛土等の行為の事前届出を義務化  
 ● 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告が可能
- ② 浸水被害防止区域  
 (浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定)  
 ● 指定権者: 都道府県知事  
 ● 都市計画法上の原則開発禁止  
 ● 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

### 雨水貯留浸透施設の整備

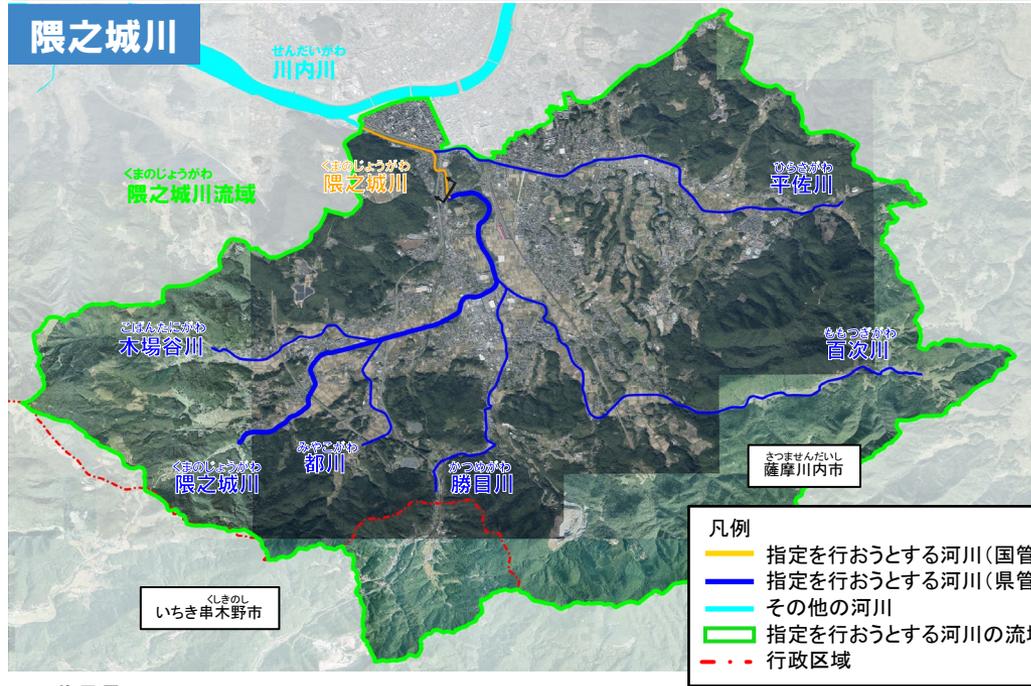
- ① 雨水貯留浸透施設整備計画の認定  
 ● 対象: 民間事業者等が整備する施設  
 ● 規模要件: ≥30m<sup>3</sup> (条例で0.1~30m<sup>3</sup>の間で基準緩和が可能)  
 ● 支援策: 税制優遇、国庫補助 (補助率1/2)、地方公共団体の管理協定制  
 ● 固定資産税の減税: 課税標準を1/6~1/2の間で市町村の条例で定める割合に軽減 (参酌標準1/3)
- ② 国有地の無償貸付又は譲与  
 ● 流域水害対策計画に基づく施設を設置する地方公共団体に対し、普通財産である国有地の無償貸付又は譲与が可能

※具体的な対策内容については、今後の調査、検討等により変更となる場合がある。

# 川内川水系隈之城川 特定都市河川の指定の見通し

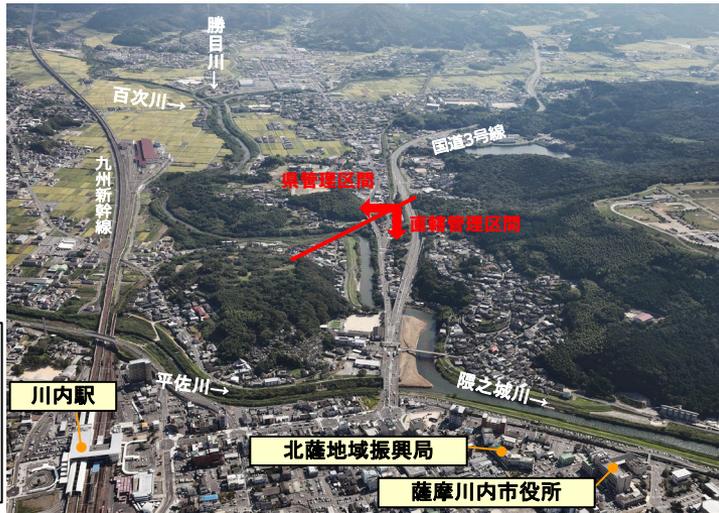
- 法的枠組みを活用した流域治水を推進するため、<sup>くまのじょうがわ</sup>隈之城川流域特定都市河川の指定に向けた手続きを開始
- 今後、法定意見聴取を行った上で、令和6年10月に特定都市河川・流域の指定を予定

## 隈之城川

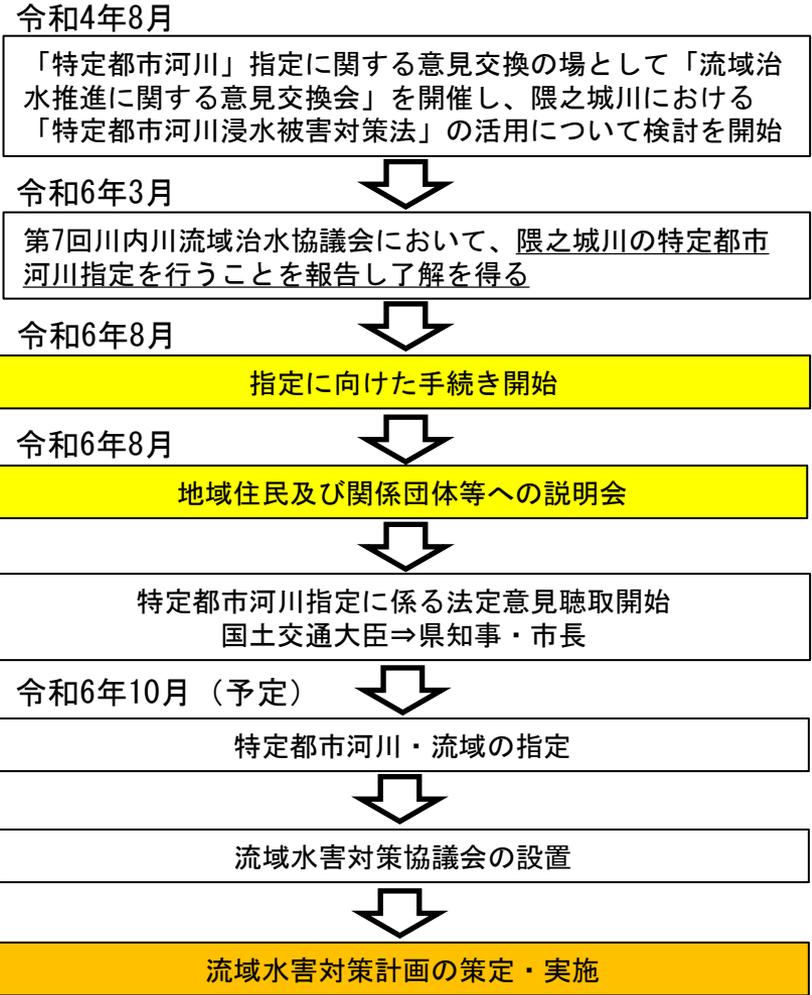


- 凡例
- 指定を行おうとする河川(国管理)
  - 指定を行おうとする河川(県管理)
  - その他の河川
  - 指定を行おうとする河川の流域
  - 行政区域

位置図



## 今後の予定



○河川区間：  
川内川水系隈之城川[6河川]  
○流域面積：65.4km<sup>2</sup>  
流域には、  
薩摩川内市の一部、  
いちき串木野市の一部が含まれる。  
【2市】

## 特定都市河川浸水被害対策法の適用

### 概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している (例) 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

### 特定都市河川の指定対象

**市街化の進展**

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川

**自然的条件等**

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川

狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川

### 流域治水の計画・体制の強化

**特定都市河川の指定**  
全国の河川へ指定拡大

**流域水害対策協議会の設置**  
計画策定・対策等の検討

**流域水害対策計画 策定**  
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

**【流域水害対策協議会の構成イメージ】**

●：流域水害対策計画策定主体  
※計画策定主体が必要と認める場合(任意)

**(協議会設置)**  
国土交通大臣指定河川：設置必須  
都道府県知事指定河川：設置任意

**(構成員)**  
流域水害対策計画策定主体  
接続河川の河川管理者  
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

**(協議事項の例)**  
流域水害対策計画の作成に関する協議  
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

### 流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

#### 河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

#### 雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

- ①雨水貯留浸透施設整備計画の認定  
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$  (条例で0.1～ $30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能)

- ②国有財産の活用制度  
国有地の無償貸付又は譲与ができる
- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



#### 雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

#### 保全調整池の指定

100 $\text{m}^3$ 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

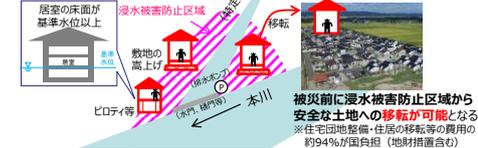
- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

#### 浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

#### 貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ